

株 主 各 位

福井県福井市八重巻町25号81番地  
ユニフォームネクスト株式会社  
代表取締役社長 横 井 康 孝

## 第28期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第28期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年3月24日（木曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日 時 2022年3月25日（金曜日）午前10時  
（受付開始：午前9時30分）
2. 場 所 福井県福井市八重巻町25号81番地  
当社本社2階大会議室  
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3. 目的事項  
報告事項 第28期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）  
事業報告及び計算書類の内容報告の件  
決議事項  
第1号議案 剰余金の処分の件  
第2号議案 定款一部変更の件  
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件  
第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://uniformnext.co.jp/ir>）に掲載させていただきます。
  - ◎本総会の決議結果につきましては、書面による決議通知のご送付に代えて、上記当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

## 【重要なお知らせ】

### 第28期定時株主総会における 新型コロナウイルス感染拡大防止の対応について

新型コロナウイルスの感染拡大防止に向けた株主総会における当社の対応について、下記のとおりご案内いたしますとともに、株主の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

#### (1) 株主様へのお願い

- ・ 今回の株主総会につきましては、株主様の健康と安全を第一に考え、健康状態に関わらず、可能な限り株主総会へのご来場を見合わせていただきますようお願いいたします。
- ・ 特に、ご高齢の方や基礎疾患のある方、妊娠されている方は、ご来場をお控えいただくことをお勧めいたします。
- ・ 議決権の行使につきましては、書面による議決権行使が可能ですので、是非そちらのご利用もご検討くださいますようお願いいたします。

#### (2) ご来場される株主様へのお願い

- ・ 会場入り口にて非接触体温計等で体温を確認させていただきます。体調不良と見受けられる方には、ご入場をお控えいただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- ・ ご来場される株主様におかれましては、マスクの着用や、アルコール消毒液の使用等、感染防止のための措置にご協力ください。

#### (3) 当社の対応について

- ・ 当社役員及び運営スタッフは、原則マスク着用で対応させていただきます。
- ・ 受付や会場内各所にアルコール消毒液を設置いたします。
- ・ 株主総会の議事は、例年より短縮して行う予定です。
- ・ 密集とならないよう、会場内の座席は間隔を空けて配置しております。

なお、今後の状況により、株主総会の運営方法について変更等がある場合には、当社ウェブサイト (<https://uniformnext.co.jp/ir>) にてご案内いたしますので、ご確認くださいませようをお願いいたします。

(提供書面)

## 事業報告

( 自 2021年1月1日 )  
( 至 2021年12月31日 )

### 1. 会社の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当事業年度における我が国の経済状況は、新型コロナウイルス感染症の変異株の流行により緊急事態宣言が再発令された結果、感染症対策の影響を大きく受けました。その後、ワクチン接種の普及に伴い緊急事態宣言が解除された10月以降は、経済活動に改善傾向が見られています。しかしながら、新たな変異種の感染拡大、原材料や輸送費の高騰等もあり、依然として先行き不透明な状況が続いております。

係る状況のもと、当社は、加工受注率向上を目的としたECサイトのフォーム改修や、各種販売施策を展開したほか、カタログ配布やWEB広告については感染拡大状況に合わせ調整を行い、効率的な集客に努めました。

また、訪問販売においては、ユニフォーム納品を通じた顧客企業業績の改善を引き続きのテーマとし、トークスクリプト確立によるアボ率の向上、顧客への提案内容の深化に取り組んでまいりました。

販売状況に関して、サービス部門においては、緊急事態宣言の再発令に伴う営業時短、自粛等の感染対策の影響を受けました。医療カテゴリにおいては、2020年4月から2021年3月末に補助金を活用した受注が増加し、その反動減により2021年4月以降の売上に影響が出ました。また、広告施策で法人ユーザーに絞り込んだこと、検索エンジンの上位表示回復に遅れが出たことにより、個人ユーザーの新規受注数が減少いたしました。結果、同部門の売上高は2,077,655千円（前期比0.5%減）となりました。

オフィスワーク部門においては、新型コロナウイルス感染症による影響は少なく、春は気温の上昇により季節商品の販売が伸長しました。しかし、夏・冬の閑散期においては、売上拡充のため空調服や防寒服の在庫確保、販売施策を展開しましたが、悪天候の影響もあり売上が伸び悩みました。また、サービス部門と同様に、個人ユーザーの新規受注数が減少した結果、同部門の売上高は2,687,166千円（同2.5%増）となりました。

以上の結果、当事業年度の業績は、売上高5,115,024千円（前期比3.0%増）、営業利益354,491千円（同10.1%増）、経常利益356,096千円（同5.0%増）、当期純利益233,224千円（同4.2%増）となりました。

② 設備投資の状況

当事業年度における設備投資の総額は21,363千円であり、その内容は受発注システム改修などのソフトウェア、車両運搬具及び流通加工に係る機械等であります。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

| 区 分            | 第 25 期<br>2018年12月期 | 第 26 期<br>2019年12月期 | 第 27 期<br>2020年12月期 | 第 28 期<br>(当事業年度)<br>2021年12月期 |
|----------------|---------------------|---------------------|---------------------|--------------------------------|
| 売 上 高 (千円)     | 4,030,465           | 4,714,798           | 4,968,447           | 5,115,024                      |
| 経 常 利 益 (千円)   | 342,914             | 363,859             | 338,998             | 356,096                        |
| 当 期 純 利 益 (千円) | 244,903             | 241,526             | 223,832             | 233,224                        |
| 1株当たり当期純利益 (円) | 100.09              | 97.87               | 90.06               | 93.62                          |
| 総 資 産 (千円)     | 2,957,043           | 3,140,956           | 3,221,624           | 3,413,685                      |
| 純 資 産 (千円)     | 1,815,183           | 2,041,391           | 2,244,699           | 2,465,656                      |
| 1株当たり純資産 (円)   | 737.91              | 822.12              | 902.55              | 988.81                         |

(注) 当社は、2019年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を行っております。そのため、第25期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

#### (4) 対処すべき課題

BtoB市場における電子商取引の占める割合は、継続的な増加が見込まれており、当社が今後成長する基礎的な要因である一方、大手ECサイト運営事業者による参入の加速等に伴い、市場内における競争が激化することが見込まれます。

係る状況のもと、当社は、顧客企業の業績向上を目的とし、経営理念である、「ワークライフをハッピーに」を実現すべく、以下の課題に取り組んでまいります。

##### ① 新規顧客の獲得

ユニフォームは継続購入が見込める商品であり、新規顧客数の増加は安定的な顧客基盤の拡大に繋がります。当社は、ウェブ広告、検索エンジン最適化、カタログ配布等により当社認知度を高めるとともに、ウェブサイトのユーザビリティ改善を継続的に実施することで、新規顧客の獲得に努めてまいります。

##### ② 顧客定着率の向上

新規顧客獲得に係る販促費用はリピート顧客の受注獲得に係る販促費用より高く、また、リピート顧客の受注単価は新規顧客に比べ高い傾向にあります。当社は、顧客属性に応じた適時適切なフォローサービスを提供することで、顧客定着率の向上を図り、収益性の向上に努めてまいります。

##### ③ 納期の短縮

ユニフォームは、仕事場において欠かせない場合が多いため、欠品率を抑え短納期で商品を提供することが顧客満足度の向上に必要であります。当社は、売れ筋在庫商品の拡充、流通加工を含めた物流の内製化を進めるとともに、メーカーとの販売・在庫情報の共有を深化させることにより、欠品の抑制及び納期の短縮に努めてまいります。

##### ④ 商品提案力の向上

ユニフォームは、多種多様な商品が存在するため、他の商品との機能面での違いが実際に使用するまでわかりづらい場合があります。当社は、商品写真、商品説明、コーディネート例、及び顧客レビュー等をウェブサイトに掲載し、また、各商品の機能特性を理解するための従業員研修を実施し、顧客の潜在的なニーズに合致した商品を提案できる体制の構築に努めてまいります。

⑤ 人材育成の仕組み構築

ユニフォームの販売においては、専門的な知識を有する社員による長期的なフォローが必要であります。当社は、今後の業容拡大に向けて、当該フォロー体制をより大規模に実現するために効果的な人材育成の仕組み構築に努めてまいります。

⑥ システムのセキュリティ管理体制と安定化

インターネット通販において、システムのセキュリティ管理体制の構築が重要であり、市場環境の変化に対応したセキュリティ管理体制の維持、構築、整備を継続的に進めてまいります。

また、新規顧客数の増加に伴うアクセス数の増加に備え、サーバー設備の増強や負荷分散を推進するなどの対策が必要となります。当社は、これら対策の重要性を認識した上で、今後も継続的な維持管理を行い、システムの安定化に取り組んでまいります。

⑦ 新型コロナウイルス感染症の影響への対応

新型コロナウイルス感染症の影響に対し、政府の緊急経済対策などによる下支えは期待されるものの、国内外の感染症収束の見通しが立たない限り、当社の業績にも一定の影響を与えることが予想されます。

主な影響としては、感染症拡大に伴う緊急事態宣言等による営業自粛により、飲食店カテゴリを中心に売上への影響が出る可能性があります。当社は、作業服・医療カテゴリへのリソースシフト、提案型営業等による需要の創出及び成長戦略を推し進め、企業価値の向上に努め、環境変化に柔軟に対応してまいり所存です。

当社内の感染予防対策としては、取引先様や、従業員とその家族等の安全と健康を考え、テレワークの実施、リモート会議の活用、消毒換気等を徹底しております。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（2021年12月31日現在）

当社は、ユニフォームの販売並びに通信販売を主な事業としております。

(6) 主要な事業所（2021年12月31日現在）

本社：福井県福井市

(7) 使用人の状況 (2021年12月31日現在)

| 使 用 人 数    | 前事業年度末比増減  | 平 均 年 齢 | 平 均 勤 続 年 数 |
|------------|------------|---------|-------------|
| 121 (95) 名 | 11名増 (2名減) | 30.3歳   | 4.6年        |

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 使用人数が前事業年度末と比べて11名増加したのは、主として事業拡大に伴う定期及び中途採用によるものであります。

(8) 主要な借入先 (2021年12月31日現在)

| 借 入 先             | 借 入 額     |
|-------------------|-----------|
| 株 式 会 社 福 井 銀 行   | 106,696千円 |
| 株 式 会 社 み ず ほ 銀 行 | 16,800    |

(9) その他会社の現状に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 株式の状況（2021年12月31日現在）

- |                |            |
|----------------|------------|
| (1) 発行可能株式総数   | 7,400,000株 |
| (2) 発行済株式の総数   | 2,493,662株 |
| (3) 株主数        | 712名       |
| (4) 大株主（上位10名） |            |

| 株 主 名                       | 持 株 数    | 持株比率   |
|-----------------------------|----------|--------|
| デ イ マ ウ ス 合 同 会 社           | 980,000株 | 39.30% |
| 横 井 康 孝                     | 276,000  | 11.06  |
| 横 井 亜 希 子                   | 132,000  | 5.29   |
| U B S A G S I N G A P O R E | 119,200  | 4.78   |
| 横 井 孝 志                     | 112,000  | 4.49   |
| 横 井 杜 王                     | 92,000   | 3.68   |
| 横 井 勇 神                     | 92,000   | 3.68   |
| 吉 岡 裕 之                     | 50,000   | 2.00   |
| ユニフォームネクスト社員持株会             | 45,100   | 1.80   |
| 藪 太 一                       | 40,700   | 1.63   |

（注）持株比率は自己株式（112株）を控除して計算しております。

- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況  
該当事項はありません。

### (6) その他株式に関する重要な事項

当社は、2021年4月14日開催の取締役会の決議に基づき、譲渡制限付株式報酬として新株式を次のとおり発行しました。

|                 |                                 |
|-----------------|---------------------------------|
| 株 式 の 種 類 及 び 数 | 当社普通株式 6,500株                   |
| 発 行 価 額         | 1株につき 1,939円                    |
| 発 行 総 額         | 12,603,500円                     |
| 株式の割当対象者及びその人数  | 当社の取締役を兼務しない執行役員1名<br>当社の従業員12名 |
| 払 込 期 日         | 2021年5月13日                      |

### 3. 新株予約権等の状況

#### (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として 交付された新株予約権の状況

|                            |                        | 第 1 回 新 株 予 約 権                        |         |
|----------------------------|------------------------|----------------------------------------|---------|
| 発 行 決 議 日                  |                        | 2015年 3 月 27 日                         |         |
| 新 株 予 約 権 の 数              |                        | 64個                                    |         |
| 新株予約権の目的となる株式の種類及び数（注）3    |                        | 当社普通株式 25,600株<br>（新株予約権 1 個につき400株）   |         |
| 新株予約権の払込金額                 |                        | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない                    |         |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（注）3 |                        | 新株予約権 1 個当たり 160,000円<br>（1 株当たり 400円） |         |
| 新 株 予 約 権 の 行 使 期 間        |                        | 2017年 4 月 28 日から2025年 3 月 27 日まで       |         |
| 新株予約権の主な行使条件               |                        | （注） 2                                  |         |
| 役 員 の<br>保有状況              | 取 締 役<br>（監査等委員を除く）    | 新株予約権の数                                | 60個     |
|                            |                        | 目的となる株式数                               | 24,000株 |
|                            |                        | 保有者数                                   | 1 人     |
|                            | 取 締 役<br>（ 監 査 等 委 員 ） | 新株予約権の数                                | 一個      |
|                            |                        | 目的となる株式数                               | 一株      |
|                            |                        | 保有者数                                   | 一人      |

（注） 1. 監査等委員でない社外取締役の保有分はありません。

2. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

(1) 1 個の新株予約権につき一部行使はできないものとする。

(2) 新株予約権発行要項に定める当社による取得事由が発生した場合は、新株予約権を行使することができない。ただし、取締役会が特に行使を認めた場合はこの限りではない。

(3) その他の行使条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによる。

3. 2019年 1 月 1 日付で普通株式 1 株につき 2 株の割合をもって株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類及び数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。

#### (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対して交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

#### (3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 4. 会社役員の状況

### (1) 取締役の状況（2021年12月31日現在）

| 会社における地位      | 氏 名     | 担当及び重要な兼職の状況            |
|---------------|---------|-------------------------|
| 代表取締役社長       | 横 井 康 孝 | 営業部管掌<br>ディマウス合同会社 代表社員 |
| 取締役           | 塚 田 久 治 | システム部長                  |
| 取締役           | 早 川 光 人 | マーケティング部管掌              |
| 取締役（監査等委員・常勤） | 岩 田 百 志 |                         |
| 取締役（監査等委員）    | 松 岡 茂   | 松岡会計事務所 所長              |
| 取締役（監査等委員）    | 中 尾 亨   | 司法書士法人GK 代表社員           |

- (注) 1. 取締役（監査等委員）松岡茂氏及び中尾亨氏は、社外取締役であります。
2. 取締役（監査等委員）松岡茂氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 当社は、情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するため、常勤の監査等委員を置いております。
4. 当社は、松岡茂氏及び中尾亨氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に規定しており、社外役員松岡茂氏及び中尾亨氏との間で、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失が無かったときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額をその責任とする旨の契約を締結しております。

### (3) 取締役の報酬等

#### ① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月9日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。なお、監査等委員である取締役については、監査等委員の協議にて決定しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

a. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

業務執行取締役及び社外取締役（監査等委員を除く）の報酬は、固定報酬としての基本報酬及び株式報酬により構成し、監査等委員である取締役及び社外取締役（監査等委員）については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

b. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

c. 非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針

非金銭報酬等として、当社の取締役（監査等委員を除く。以下「対象取締役」という。）が、株主の皆様との一層の価値共有し、企業価値の持続的な向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、対象取締役に對して一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等の定めに服する当社普通株式（以下、「譲渡制限付株式」という。）を割り当てるため、金銭報酬債権を報酬として支給する。また、譲渡制限付株式に関する報酬等としての金銭報酬債権の各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定するものとする。

d. 金銭報酬の額、非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、金銭報酬と非金銭報酬等の構成割合を決定することとする。

e. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、取締役会決議に基づき、代表取締役社長がその具体的内容を決定するものとする。その権限の内容は、各取締役（監査等委員を除く）の基本報酬の額とする。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、個人別の報酬額を決定した後、報酬額について監査等委員会に諮問し同意を得るものとする。

② 当事業年度に係る報酬等の総額

| 区 分                         | 報酬等の総額<br>(千円)    | 報酬等の種類別の総額 (千円)   |          | 対象となる<br>役員の員数<br>(名) |
|-----------------------------|-------------------|-------------------|----------|-----------------------|
|                             |                   | 基本報酬              | 非金銭報酬等   |                       |
| 取締役 (監査等委員を除く)<br>(うち社外取締役) | 47,888<br>(一)     | 47,888<br>(一)     | —<br>(一) | 3<br>(一)              |
| 取締役 (監査等委員)<br>(うち社外取締役)    | 7,404<br>(1,200)  | 7,404<br>(1,200)  | —<br>(一) | 3<br>(2)              |
| 合 計<br>(うち社外取締役)            | 55,292<br>(1,200) | 55,292<br>(1,200) | —<br>(一) | 6<br>(2)              |

(注) 1. 取締役 (監査等委員を除く) の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 取締役の報酬限度額は、2016年3月25日開催の第22期定時株主総会において、取締役 (監査等委員を除く) について年額70,000千円以内 (ただし、使用人分給与は含まない。)、取締役 (監査等委員) について年額10,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役 (監査等委員を除く) の員数は3名、取締役 (監査等委員) の員数も3名です。また、別枠で、2015年3月27日開催の第21期定時株主総会において、取締役2名に対し、ストックオプション120個分の公正な評価額を限度として、ストックオプションを割り当てることを決議いただいております。また、2020年3月25日開催の第26期定時株主総会において、取締役 (監査等委員である取締役を除く) に対して、上記の報酬枠とは別に、譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権の額として年額15,000千円以内とすることを決議しております。当該株主総会終結時点の取締役 (監査等委員を除く) の員数は3名です。

3. 取締役会は、代表取締役社長横井康孝に対し各取締役 (監査等委員を除く) の基本報酬の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。なお、委任された内容にあたっては、監査等委員会がその妥当性について確認しております。

4. 当事業年度において、非金銭報酬等の支給は行っておりません。

③ 社外役員が当社の親会社等又はその子会社等 (当社を除く) から受けた役員報酬等の総額  
該当事項はありません。

#### (4) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・取締役（監査等委員）松岡茂氏は、松岡会計事務所所長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
  - ・取締役（監査等委員）中尾亨氏は、司法書士法人G K代表社員であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

#### ② 当事業年度における主な活動状況

|                     | 出席状況、発言状況及び<br>社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要                                                                                     |
|---------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役<br>(監査等委員) 松岡 茂 | 当事業年度に開催された取締役会16回の全てに、また、監査等委員会13回の全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査等委員会において、経営から独立した客観的・中立的な立場に立ち、税理士としての専門的見地から適宜発言を行っております。       |
| 取締役<br>(監査等委員) 中尾 亨 | 当事業年度に開催された取締役会16回のうち15回、また、監査等委員会13回のうち12回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査等委員会において、経営から独立した客観的・中立的な立場に立ち、司法書士としての専門的見地から適宜発言を行っております。 |

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第26条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が3回ありました。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

### (2) 報酬等の額

|                                | 報酬等の額    |
|--------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額            | 18,000千円 |
| 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 18,000   |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は、全てのステークホルダーにとって企業価値を最大化するために、内部統制システムを構築し、運用しております。

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - (a) 法令・定款を遵守し、社会規範や企業倫理を重視した公正・誠実な事業活動を行うことを基本理念として社内規程を定め、取締役は自ら率先してその実現に努めます。
  - (b) 取締役会は、取締役から付議・報告される事項についての討議を尽くし、経営の健全性と効率性の両面から監督します。また、社外取締役の意見を得て監督の客観性と有効性を高めます。
  - (c) 取締役・使用人が法令・定款等に違反する、あるいは疑義のある行為等を発見したときに、直接通報・相談を受ける体制（内部通報制度）を整備し、速やかな違反行為等の把握及び対応に努めます。
  - (d) 内部監査担当は、独立した立場からコンプライアンスの取組状況について調査を行い、適宜代表取締役社長及び監査等委員会に報告します。
  - (e) 反社会的勢力の排除については、「社会秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体に対しては、毅然とした態度で対処し、あらゆる関係を持たない」旨を社内規程に明記し、反社会的勢力との対決姿勢を明確にします。
- ② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - (a) 文書管理の基本的事項を社内規程に定め、取締役の職務執行に係る情報を適切に保存、管理（廃棄を含む。）を行います。
  - (b) 上記の情報は、取締役（監査等委員である取締役を含む。）が取締役の職務執行を監督・監査するために、いつでも閲覧できるものとします。

- ③ 当社の損失の危険に関する規程その他の体制
- (a) 取締役は、担当する責任部門についてのリスクの洗い出し・評価を行うとともに、必要に応じてリスク管理体制の見直しを行い、リスクの予防・軽減に取り組みます。
  - (b) 内部監査担当は、各責任部門の日常的なリスク管理及び社内規程の運用状況の調査を実施するほか、必要に応じて、各責任部門に対して助言、指導を行います。
  - (c) 重大リスクが顕在化した場合に備え、緊急時に迅速かつ的確な対応ができるよう速やかにトップへ情報を伝達する手段を確保します。
- ④ 当社の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (a) 取締役会は事業計画を策定して、当該計画に基づき業績目標及び予算を設定し、代表取締役社長を中心とする業務執行体制での目標の達成にあたります。
  - (b) 取締役の意思決定を効率的に執行するために、組織編成、業務分掌をはじめとする社内規程を整備します。
- ⑤ 当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項
- 監査等委員会が監査等委員会補助使用人を求めた場合、管理部総務人事グループを監査等委員会の職務を補助すべき組織とし、当該グループの社員が監査等委員会補助使用人を兼務します。
- ⑥ 前号の取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項並びに当該取締役及び使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項
- (a) 監査等委員会補助使用人の任命・異動については、監査等委員会の事前の同意を必要とし、監査等委員会補助使用人は、監査等委員会が指定する補助すべき期間中は、監査等委員会の職務を優先します。
  - (b) 監査等委員会が指定する補助すべき期間中は、監査等委員会補助使用人への指揮権は監査等委員会に委譲されたものとし、監査等委員でない取締役の指揮命令を受けません。

- ⑦ 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告するための体制
- (a) 当社の取締役等は、監査等委員会（又は監査等委員会が選定する監査等委員。）との意見交換などを通じて適切な意思疎通を図るとともに、監査等委員会の求めに応じて報告を行います。
- (b) 内部通報制度の所掌部門は、内部通報により通報された内容及びコンプライアンスに関して報告を受けた内容を監査等委員会に臨時報告するものとします。
- ⑧ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制
- 当社は、監査等委員会に対して報告を行った当社の役員及び使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止します。
- ⑨ 当社の監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 当社は、監査等委員が職務の執行について生ずる費用に充てるため、毎年度、監査等委員会からの申請に基づき一定額の予算を確保するとともに、監査等委員から当該費用に掛かる前払い又は立替精算等の請求があった場合には、速やかに請求に応じてこれを処理します。
- ⑩ その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (a) 取締役は、監査等委員会の職務の適切な遂行のため、社内関係部門及び会計監査人等との意思疎通、情報の収集や調査が適切に行えるよう協力します。
- (b) 内部監査担当は、監査等委員会と緊密な連携を保持し、また、監査等委員会の要請に応じてその監査に協力します。
- ⑪ 財務報告の適正性を確保するための体制
- 当社は、財務報告の適正性と信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向けて、財務報告に関わる内部統制システムの構築を行っております。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

### ① 職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制の運用状況

当社の内部監査は、内部監査担当1名が、内部監査規程に基づき、法令、定款及び社内規程の遵守状況並びに職務の執行手続及び内容の妥当性について、監査を実施しております。

### ② 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の運用状況

当社の取締役会は、取締役6名（監査等委員である取締役3名を含む。）で構成され、会社の経営上の意思決定機関として、取締役会規程に則って、経営方針やその他重要事項について審議及び意思決定を行うほか、取締役による職務執行状況を確認しております。取締役会は原則として毎月1回及び必要に応じて随時開催しており、当事業年度は16回開催しました。また、上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第26条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が3回ありました。

### ③ 監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制の運用状況

当社の監査等委員会は、監査等委員である取締役3名（うち社外取締役2名）で構成され、原則として毎月1回及び必要に応じて随時開催し（当事業年度は13回開催。）、監査等委員である取締役は取締役会への出席のほか、期初に立案した監査方針と監査計画に従って監査を行っております。また、内部監査担当や会計監査人との情報交換や連携により業務監査や会計監査を補完し、監査等委員会の監査機能の強化に努めております。

## 7. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

# 貸 借 対 照 表

(2021年12月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目         | 金 額       | 科 目           | 金 額       |
|-------------|-----------|---------------|-----------|
| 資 産 の 部     |           | 負 債 の 部       |           |
| 流 動 資 産     | 2,308,762 | 流 動 負 債       | 905,834   |
| 現金及び預金      | 1,692,239 | 電子記録債務        | 243,886   |
| 受取手形        | 111       | 買掛金           | 219,278   |
| 電子記録債権      | 552       | 1年内返済予定の長期借入金 | 96,792    |
| 売掛金         | 195,345   | 未払金           | 176,069   |
| 商 品         | 408,305   | 未払費用          | 5,458     |
| 貯 蔵 品       | 1,435     | 未払法人税等        | 72,327    |
| 前払費用        | 10,396    | 未払消費税等        | 22,684    |
| その他         | 482       | 前受金           | 26,428    |
| 貸倒引当金       | △104      | 預り金           | 1,483     |
| 固 定 資 産     | 1,104,922 | 賞与引当金         | 35,600    |
| 有形固定資産      | 971,759   | その他           | 5,826     |
| 建 物         | 690,780   | 固 定 負 債       | 42,195    |
| 構 築 物       | 35,316    | 長期借入金         | 26,704    |
| 機 械 及 び 装 置 | 15,781    | ポイント引当金       | 15,491    |
| 車 両 運 搬 具   | 5,157     |               |           |
| 工具、器具及び備品   | 7,945     | 負債の部合計        | 948,029   |
| 土 地         | 216,779   | 純 資 産 の 部     |           |
| 無形固定資産      | 86,080    | 株 主 資 本       | 2,465,656 |
| ソフトウェア      | 85,014    | 資 本 金         | 355,201   |
| その他         | 1,065     | 資 本 剰 余 金     | 359,470   |
| 投資その他の資産    | 47,082    | 資 本 準 備 金     | 325,201   |
| 出 資 金       | 30        | その他資本剰余金      | 34,268    |
| 長期前払費用      | 7,248     | 利 益 剰 余 金     | 1,751,194 |
| 繰延税金資産      | 24,988    | その他利益剰余金      | 1,751,194 |
| その他         | 14,815    | 繰越利益剰余金       | 1,751,194 |
|             |           | 自 己 株 式       | △210      |
| 資産の部合計      | 3,413,685 | 純資産の部合計       | 2,465,656 |
|             |           | 負債・純資産の部合計    | 3,413,685 |

# 損 益 計 算 書

( 自 2021年1月1日 )  
( 至 2021年12月31日 )

(単位：千円)

| 科 目                     | 金 額     |           |
|-------------------------|---------|-----------|
| 売 上 高                   |         | 5,115,024 |
| 売 上 原 価                 |         | 3,209,376 |
| 売 上 総 利 益               |         | 1,905,648 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     |         | 1,551,157 |
| 営 業 利 益                 |         | 354,491   |
| 営 業 外 収 益               |         |           |
| 受 取 利 息                 | 1       |           |
| 受 取 講 演 料               | 402     |           |
| 生 命 保 険 配 当 金           | 258     |           |
| ポ イ ン ト 収 入 額           | 660     |           |
| そ の 他                   | 898     | 2,220     |
| 営 業 外 費 用               |         |           |
| 支 払 利 息                 | 615     |           |
| そ の 他                   | 0       | 615       |
| 経 常 利 益                 |         | 356,096   |
| 特 別 利 益                 |         |           |
| 固 定 資 産 売 却 益           | 27      | 27        |
| 特 別 損 失                 |         |           |
| 固 定 資 産 除 却 損           | 0       | 0         |
| 税 引 前 当 期 純 利 益         |         | 356,123   |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 123,999 |           |
| 法 人 税 等 調 整 額           | △1,099  | 122,899   |
| 当 期 純 利 益               |         | 233,224   |

# 株主資本等変動計算書

( 自 2021年1月1日 )  
( 至 2021年12月31日 )

(単位：千円)

|                          | 株 主 資 本 |           |                |              |                    |              |
|--------------------------|---------|-----------|----------------|--------------|--------------------|--------------|
|                          | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 |                |              | 利 益 剰 余 金          |              |
|                          |         | 資本準備金     | そ の 他<br>資本剰余金 | 資本剰余金<br>合 計 | そ の 他 利 益<br>剰 余 金 | 利益剰余金<br>合 計 |
|                          |         |           |                |              | 繰 越 利 益<br>剰 余 金   |              |
| 当 期 首 残 高                | 348,899 | 318,899   | 34,268         | 353,168      | 1,542,840          | 1,542,840    |
| 当 期 変 動 額                |         |           |                |              |                    |              |
| 新 株 の 発 行<br>(譲渡制限付株式報酬) | 6,301   | 6,301     |                | 6,301        |                    |              |
| 剰 余 金 の 配 当              |         |           |                |              | △24,870            | △24,870      |
| 当 期 純 利 益                |         |           |                |              | 233,224            | 233,224      |
| 当期変動額合計                  | 6,301   | 6,301     | －              | 6,301        | 208,353            | 208,353      |
| 当 期 末 残 高                | 355,201 | 325,201   | 34,268         | 359,470      | 1,751,194          | 1,751,194    |

|                          | 株 主 資 本 |           | 純資産合計     |
|--------------------------|---------|-----------|-----------|
|                          | 自 己 株 式 | 株主資本合計    |           |
| 当 期 首 残 高                | △210    | 2,244,699 | 2,244,699 |
| 当 期 変 動 額                |         |           |           |
| 新 株 の 発 行<br>(譲渡制限付株式報酬) |         | 12,603    | 12,603    |
| 剰 余 金 の 配 当              |         | △24,870   | △24,870   |
| 当 期 純 利 益                |         | 233,224   | 233,224   |
| 当期変動額合計                  | －       | 220,957   | 220,957   |
| 当 期 末 残 高                | △210    | 2,465,656 | 2,465,656 |

## 個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

### 1. 資産の評価基準及び評価方法

#### (1) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

貯蔵品

最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

### 2. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産

定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備並びに構築物については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

|     |         |
|-----|---------|
| 建物  | 3年～38年  |
| 構築物 | 10年～20年 |

#### (2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

### 3. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

#### (2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

#### (3) ポイント引当金

顧客に付与したポイントの使用に備えるため、当事業年度末において将来使用されると見込まれる額を計上しております。

#### 4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

##### (1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

##### (2) 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

###### ① 売上高の計上基準

商品の販売は、実現主義の原則に基づき、財の引渡しが完了し、かつ、対価が成立したと判断される時点で売上高を認識しております。商品の販売については、顧客との契約内容並びに出荷及び配送に要する日数に照らし、主に商品の出荷日付で売上高を認識しております。

###### ② 譲渡制限付株式報酬制度

当社の譲渡制限付株式報酬制度に基づき、当社の執行役員及び従業員に支給した報酬等については、対象勤務期間にわたって費用処理しております。

##### (追加情報)

「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 2020年3月31日）を当事業年度から適用し、関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続を新たに開示しております。

##### (会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

##### (未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日 企業会計基準委員会）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日 企業会計基準委員会）
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会）

##### (1) 概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」（IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606）を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

2022年12月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による計算書類に与える影響額は軽微であります。

(追加情報)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大による当社の事業活動への影響は、現時点におきましては、限定的な範囲にとどまっております。しかし、新型コロナウイルス感染症は経済、企業活動に広範な影響を与える事象であり、また、今後の広がり方や収束時期等を予想することは困難なことから、当事業年度末時点で入手可能な外部の情報等を踏まえて、今後、2022年12月期の一定期間にわたり当該影響が継続するとの仮定のもと、繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りを行っております。

(貸借対照表に関する注記)

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 148,116千円
- (2) 国庫補助金の受入により、固定資産について  
直接減額した圧縮記帳累計額 建物 70,700千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 株式の種類   | 当事業年度期首の<br>株式数<br>(株) | 当事業年度<br>増加株式数<br>(株) | 当事業年度<br>減少株式数<br>(株) | 当事業年度末の<br>株式数<br>(株) |
|---------|------------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|
| 普 通 株 式 | 2,487,162              | 6,500                 | —                     | 2,493,662             |

(注) 普通株式の当事業年度の増加は、譲渡制限付株式報酬としての新株の発行によるものであります。

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

| 株式の種類   | 当事業年度期首の<br>株式数<br>(株) | 当事業年度<br>増加株式数<br>(株) | 当事業年度<br>減少株式数<br>(株) | 当事業年度末の<br>株式数<br>(株) |
|---------|------------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|
| 普 通 株 式 | 112                    | —                     | —                     | 112                   |

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

| 決 議                       | 株式の種類 | 配当金の総額<br>(千円) | 1株当たり<br>配 当 額 | 基 準 日       | 効力発生日      |
|---------------------------|-------|----------------|----------------|-------------|------------|
| 2021年3月25日<br>定 時 株 主 総 会 | 普通株式  | 24,870         | 10円            | 2020年12月31日 | 2021年3月26日 |

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの

2022年3月25日開催の第28期定時株主総会において次のとおり付議いたします。

| 決 議 予 定                   | 株式の種類    | 配当金の総額<br>(千円) | 1株当たり<br>配 当 額 | 配当の原資 | 基 準 日       | 効力発生日      |
|---------------------------|----------|----------------|----------------|-------|-------------|------------|
| 2022年3月25日<br>定 時 株 主 総 会 | 普通<br>株式 | 24,935         | 10円            | 利益剰余金 | 2021年12月31日 | 2022年3月28日 |

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

|           |          |
|-----------|----------|
| 未払事業税     | 4,007千円  |
| 賞与引当金     | 10,843千円 |
| 未払費用      | 1,662千円  |
| ポイント引当金   | 4,718千円  |
| たな卸資産評価損  | 2,170千円  |
| その他       | 1,585千円  |
| 繰延税金資産合計  | 24,988千円 |
| 繰延税金資産の純額 | 24,988千円 |

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

設備投資計画に照らして、必要な資金については原則として固定金利の長期借入金（銀行借入）で調達しております。一時的な余剰資金は安全性の高い銀行預金等に限定し、リスクの高い投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形、電子記録債権及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である電子記録債務及び買掛金は、そのほとんどの支払期日が、電子記録債務は3ヶ月以内、買掛金は1ヶ月以内となっております。

借入金については、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、返済期限は最長で決算日後1年4ヶ月であります。原則、固定金利で調達しているため金利の低下によるリスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行に係るリスク）の管理

当社は、債権管理に係る社内規程に従い、営業債権について顧客ごとに期日管理及び残高管理を行い、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、市場リスクのある金融商品を取り扱っていないことから、該当事項はありませんが、借入等市場リスクのある金融商品を取り扱う場合には、金利変動リスクを最小限にとどめるよう管理しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

営業債務は流動性リスクに晒されておりますが、日次業務として手元資金の状況を把握するなどの方法により管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

|                 | 貸借対照表計上額<br>(千円) | 時 価 (千円)  | 差 額 (千円) |
|-----------------|------------------|-----------|----------|
| (1) 現 金 及 び 預 金 | 1,692,239        | 1,692,239 | —        |
| (2) 売 掛 金       | 195,345          | 195,345   | —        |
| 資 産 計           | 1,887,585        | 1,887,585 | —        |
| (1) 電 子 記 録 債 務 | 243,886          | 243,886   | —        |
| (2) 買 掛 金       | 219,278          | 219,278   | —        |
| (3) 未 払 金       | 176,069          | 176,069   | —        |
| (4) 未 払 法 人 税 等 | 72,327           | 72,327    | —        |
| (5) 未 払 消 費 税 等 | 22,684           | 22,684    | —        |
| (6) 長 期 借 入 金   | 123,496          | 123,161   | △334     |
| 負 債 計           | 857,742          | 857,407   | △334     |

(注) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 電子記録債務、(2) 買掛金、(3) 未払金、(4) 未払法人税等、(5) 未払消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(6) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

なお、長期借入金には、1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額

988円81銭

1株当たり当期純利益

93円62銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

# 会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2022年 2 月 14 日

ユニフォームネクスト株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

北陸事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 高 野 浩一郎

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 石 橋 勇 一

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ユニフォームネクスト株式会社の2021年1月1日から2021年12月31日までの第28期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査等委員会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年1月1日から2021年12月31日までの第28期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、当期の監査方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門その他内部統制所管部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容並びに取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年2月14日

ユニフォームネクスト株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 岩 田 百 志 ㊞

監 査 等 委 員 松 岡 茂 ㊞

監 査 等 委 員 中 尾 亨 ㊞

(注) 監査等委員松岡茂及び中尾亨は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当期の剰余金の処分につきましては、当期の業績、経営環境等を勘案し、また、内部留保にも意を用い、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

##### (1) 配当財産の種類

金銭

##### (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金10円      総額24,935,500円

##### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年3月28日

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第15条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第15条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。
- (5) 字句の統一及び所要の修正を行うものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

| 現 行 定 款                                                              | 変 更 案                                                                |
|----------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------|
| 第1章 総 則<br>第1条～第5条（条文省略）                                             | 第1章 総 則<br>第1条～第5条（現行どおり）                                            |
| 第2章 株 式<br>第6条～第8条（条文省略）<br>（単元未満株主の権利制限）                            | 第2章 株 式<br>第6条～第8条（現行どおり）<br>（単元未満株主の権利制限）                           |
| 第9条 当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。<br>（1）会社法第189条第2項各号に掲げる権利 | 第9条 当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。<br>（1）会社法第189条第2項各号に掲げる権利 |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                             | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利</p> <p>(3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。</p> <p>3. 当会社の株主名簿、<u>新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。</u></p> <p>第11条 (条文省略)</p> | <p>(2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利</p> <p>(3) 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。</p> <p>3. 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。</p> <p>第11条 (現行どおり)</p> |
| <p>第3章 株主総会</p> <p>第12条～第14条 (条文省略)</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に関し、<u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>                                                    | <p>第3章 株主総会</p> <p>第12条～第14条 (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p>                                                                                                                                                                                                                          |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第16条～第17条 (条文省略)<br/>(議事録)</p> <p>第18条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録する。</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>第19条～第21条 (条文省略)<br/>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2. 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。</p> <p>3. 取締役会は、その決議によって監査等委員でない取締役の中から取締役社長1名を選定し、必要に応じて取締役会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第23条～第26条 (条文省略)</p> | <p style="text-align: center;">(電子提供措置等)</p> <p>第15条 <u>当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</u></p> <p>2. <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</u></p> <p>第16条～第17条 (現行どおり)<br/>(議事録)</p> <p>第18条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録する。</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>第19条～第21条 (現行どおり)<br/>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2. 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。</p> <p>3. 取締役会は、その決議によって監査等委員でない取締役の中から取締役社長1名を選定し、必要に応じて取締役会長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役の各若干名を選定することができる。</p> <p>第23条～第26条 (現行どおり)</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(業務執行の決定の取締役への委任)</p> <p>第27条 当社は、取締役会の決議によって、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>(取締役会議事録)</p> <p>第28条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>第29条 (条文省略)<br/>(報酬等)</p> <p>第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第31条 (条文省略)</p> <p>第5章 監査等委員会<br/>(監査等委員会の権限)</p> <p>第32条 監査等委員会は、法令または定款に定めのある事項を決定するほか、その職務遂行のために必要な権限を行使する。</p> <p>第33条～第34条 (条文省略)</p> | <p>(業務執行の決定の取締役への委任)</p> <p>第27条 当社は、取締役会の決議によって、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</p> <p>(取締役会議事録)</p> <p>第28条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>第29条 (現行どおり)<br/>(報酬等)</p> <p>第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第31条 (現行どおり)</p> <p>第5章 監査等委員会<br/>(監査等委員会の権限)</p> <p>第32条 監査等委員会は、法令又は定款に定めのある事項を決定するほか、その職務遂行のために必要な権限を行使する。</p> <p>第33条～第34条 (現行どおり)</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(監査等委員会の議事録)</p> <p>第35条 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>(監査等委員会規程)</p> <p>第36条 監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p> <p>第 6 章 会計監査人</p> <p>第37条～第39条 (条文省略)</p> <p>第 7 章 計 算</p> <p>第40条～第43条 (条文省略)</p> <p>(附則)</p> <p>(監査役との責任限定契約に関する経過措置)</p> <p>第 1 条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> | <p>(監査等委員会の議事録)</p> <p>第35条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>(監査等委員会規程)</p> <p>第36条 監査等委員会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p> <p>第 6 章 会計監査人</p> <p>第37条～第39条 (現行どおり)</p> <p>第 7 章 計 算</p> <p>第40条～第43条 (現行どおり)</p> <p>(附則)</p> <p>(監査役との責任限定契約に関する経過措置)</p> <p>第 1 条 (現行どおり)</p> <p><u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u></p> <p>第 2 条 定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び定款第15条(電子提供措置等)の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)は、なお効力を有する。</p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案                                                                      |
|---------|----------------------------------------------------------------------------|
|         | <p>3. 本条は、2022年9月1日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p> |

**第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件**

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）

全員（3名）は、本總會終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会は特段の意見がない旨を確認しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番 号 | ふり<br>氏<br>(生年月日)<br>がな<br>名       | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)                                                                                                                         | 所有する当社<br>株 式 の 数 |
|------------|------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 1          | よこ<br>横 井 やす たか<br>(1972年10月27日)   | 1997年10月 当社入社<br>2007年 9 月 当社代表取締役社長<br>2011年 1 月 イーマークス株式会社代表取締<br>役社長<br>2019年 8 月 当社代表取締役社長営業部管掌<br>(現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>ディマウス合同会社 代表社員                  | 276,000株          |
| 2          | つか<br>塚 田 ひさ じ<br>(1972年 1 月 8 日)  | 2009年12月 当社入社<br>2014年12月 当社取締役WE B事業部長<br>2019年 8 月 当社取締役システム部長 (現<br>任)                                                                                    | 16,000株           |
| 3          | はや<br>早 川 あき と<br>(1978年 5 月 16 日) | 2015年 6 月 当社入社<br>2015年12月 当社社長室長<br>2016年 8 月 当社執行役員管理部長<br>2019年 8 月 当社執行役員マーケティング部<br>長<br>2020年 3 月 当社取締役マーケティング部長<br>2022年 1 月 当社取締役マーケティング部管<br>掌 (現任) | 4,300株            |

(注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 各候補者の「所有する当社株式の数」については、2021年12月31日現在の所有株式数を記載しております。

#### 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番 号 | ふり<br>氏<br>名<br>(生年月日)             | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)                                                                                                                                                                                                                               | 所有する当社<br>株 式 の 数 |
|------------|------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 1          | いわたもと<br>岩 田 百 志<br>(1968年10月28日)  | 1995年 7 月 当社入社<br>2003年11月 当社取締役<br>2011年 3 月 当社専務取締役<br>2016年 3 月 当社取締役 [常勤監査等委員]<br>(現任)                                                                                                                                                                         | 24,000株           |
| 2          | まつおか しげる<br>松 岡 茂<br>(1970年11月25日) | 1999年 2 月 税理士登録<br>2000年 4 月 松岡会計事務所設立<br>所長 (現任)<br>2015年 8 月 当社社外監査役<br>2015年 9 月 ゲンキー株式会社社外監査役<br>2016年 3 月 当社社外取締役 [監査等委員]<br>(現任)<br>2017年12月 Genky Drug Store 株式会社社外監査役<br>2019年 9 月 Genky Drug Store 株式会社社外取締役 [監査<br>等委員] (現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>松岡会計事務所 所長 | 一株                |
| 3          | なか お<br>中 尾 亨<br>(1970年12月 5 日)    | 1999年 5 月 司法書士登録<br>司法書士中尾亨事務所(現司法<br>書士法人GK) 設立<br>所長 (現代表社員) (現任)<br>2016年 3 月 当社社外取締役 [監査等委員]<br>(現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>司法書士法人GK 代表社員                                                                                                                            | 一株                |

(注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 各候補者の「所有する当社株式の数」については、2021年12月31日現在の所有株式数を記載しております。
3. 当社は、松岡茂氏及び中尾亨氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、両氏の再任が承認された場合は、両氏との当該契約を継続する予定であります。
4. 松岡茂氏及び中尾亨氏は、社外取締役候補者であります。
5. 社外取締役候補者の選任理由及び社外取締役として職務を適切に遂行することができるかと判断した理由について
  - (1) 松岡茂氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏が税理士として高い専門性を持つほか、財務及び会計に関する相当程度の知識を有しており、それらを当社の監査等委員である取締役として当社の監査等に活かすことを期待し、選任するものであります。なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。
  - (2) 中尾亨氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏が司法書士として高い専門性を持つほか、企業法務に関する長期にわたる経験を有しており、それらを当社の監査等委員である取締役として当社の監査等に活かすことを期待し、選任するものであります。なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。
6. 松岡茂氏及び中尾亨氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。両氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。なお、松岡茂氏は、過去に、当社の業務執行者ではない役員（社外監査役）であったことがあります。
7. 当社は、松岡茂氏及び中尾亨氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同証券取引所に届け出ております。なお、両氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

以 上

## 株主総会会場ご案内図

会場：福井県福井市八重巻町25号81番地

当社本社2階大会議室

電話 0776(43)1034



交通 JR「森田駅」より徒歩10分